

令和5年12月15日

指定管理者の指定について（練馬区立かたくり福祉作業所）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立かたくり福祉作業所の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都練馬区豊玉北五丁目14番6号 新練馬ビル5階

社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会

会長 田 中 敏

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和4年度・5年度）」において、練馬区立かたくり福祉作業所は、令和5年度中に運営方法を決定するとともに、高齢化や重度化に対応した機能拡充を検討することとしている。

当該施設は、令和11年度からの民営化を見据え、令和6年度から10年度にかけて改修工事や生活介護事業を開始するための準備を行う予定のため、令和6年度から10年度までの5年間を指定の期間とする。

4 選定の経過

令和5年4月7日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月17日 令和5年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、

団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告)

(モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価)

(現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定)

- | | |
|--------|---|
| 6月26日 | 第2回指定管理者選定小委員会
(企画提案書作成要項の審議) |
| 6月29日 | 企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施) |
| 7月14日 | 申請書類受付(経営状況に関する部分) |
| 7月31日 | 申請書類受付(事業計画に関する部分) |
| 8月10日 | 経営診断委託 |
| 9月6日 | 第3回指定管理者選定小委員会
(施設実地調査の実施)
(プレゼンテーションおよびヒアリングの実施)
(申請団体の評価、採点) |
| 11月1日 | 令和5年度第3回指定管理者選定委員会
(申請団体の審査、指定管理者候補の決定) |
| 12月15日 | 令和5年第四回練馬区議会定例会
(指定管理者指定議案議決) |

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、利用者の高齢化や障害の重度化に対応した支援を充実する提案があること、今後も地域に根差した施設運営が期待できること等の理由により、社会福祉法人練馬区社会福祉協議会が練馬区立かたくり福祉作業所を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容(主な提案の内容、評価した点等)はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

借入金がなく、自己資本比率は大変優れている。また、経常収支比率は平均的で経営の安定性はやや優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

(2) 当該施設の運営実績

平成18年度から指定管理者として区内2施設の福祉作業所の運営を行っており、区立の福祉作業所として高水準の支援を提供している実績がある。

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備しており、今後も適正な運用が期待できる。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規程等を定めており、適正な運用が期待できる。

外部コンサルタントの支援を受け、利用者のイラストや文字をブランド化し、Tシャツや文具等に用いた自主生産品を製作した。また、施設内やECサイトを活用した販売を行い、積極的に販路を拡大している点が評価できる。

就労移行支援事業と就労継続支援B型事業の合同で、定期的に生活支援講座を開催した。生活支援講座では、日常生活の知識やマナーの習得だけでなく、働くことに重点を置いた学びや意見交換を行っており、評価できる。

利用者の重度化を踏まえ、精神科医による「かたくり相談室」の回数を増加した結果、定期通院につながるケースや、職員が通院同行を行い医療と連携しながら支援を実践できる場面が増えており、取組について評価できる。

法人が持つ地域のネットワークを活用し、白石農園、学校、ユニクロ、セブンイレブン等との連携に取り組んでおり、今後も更なる取組の拡大に期待できる。

【提案審査】

(3) 施設運営体制

利用者や家族が安心して生活できる環境を提供するため、家庭の急用等の事情に合わせて施設利用時間を延長する提案がある。

職員の資質向上に向け、相談援助技術の向上や福祉分野に限らない幅広い知識の習得をテーマとした職員研修の充実を図っている。特に人権や虐待防止に関する研修については、指針や研修計画を策定し、利用者の人権尊重に重点を置いている。これらの研修を通じ、専門スキルの強化や職層に応じた人材育成に引き続き取り組む提案が

ある。

令和5年度から、所内に「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策検討委員会」を設置しており、マニュアルの見直しや感染防止研修に継続的に取り組むとしている。

以上のことから、安定した施設運営が期待できると評価した。

(4) 運営経験を生かした取組

民営化に向け、農福連携や地域連携、コンサルタントを活用した工賃向上等の取組をより充実させる提案があり、今後の事業展開が期待できる。また、民営化後の生活介護事業の実施に向け、利用者の状況に合わせたプログラムが提供できるよう、更なる職員のスキルアップを図っていくとする提案があり、いずれも評価できる。

大規模改修中は、福祉作業所等一時移転施設（光が丘第七小跡施設）にて事業を継続する。一時移転先でも利用者が安心して通所を続けられるよう、現施設を拠点とした車での送迎や給食の提供を行う提案があり、評価できる。

権利擁護センターと連携した利用者家族への権利擁護に関する説明会の開催や、障害者就労支援センターを通じた企業からの作業受託につながる事例の増加など、法人内組織との連携事例が増えている。今後も法人の特長を生かした取組を充実させていくとする提案があり、期待できる。

(5) 施設の維持管理・安全性への配慮

危機管理、各種安全対策マニュアルに基づく事故防止・事故対策を実施するとともに、引取訓練を含む総合防災訓練等を行い、安全対策を適切に講じている点が評価できる。

情報セキュリティ対策として職場内研修を実施し、個人情報チェックリストを活用したセルフチェックを定期的に行っており、今後も適切な情報セキュリティ対策が期待できる。

事故・ヒヤリハット事案について、日々のケース記録やグループ会議等で情報を収集・分析し、朝礼や職員会議等において職員全体で共有・確認・検討を行っており、課題解決・改善へつなげる適切な体制が構築されている点が評価できる。

(6) 効率的な管理運営

就労継続支援B型事業利用者の状況を的確に把握するため、少人数のグループで作業を行うことにより、利用者一人ひとりに目が行き届き、細やかで丁寧な支援を提供

するなど、利用者の状況に応じた支援方法を工夫している。

外出を伴う行事では、個別対応を必要とする重度利用者の増加に伴い、介助者を増員し安全面に配慮した体制をとっている。介助者の配置については、法人内の他部署から障害者支援に関わる専門性を有する職員の応援対応が可能としている。

これらのことから、効率的・効果的な運営に努めており、評価できる。

(7) 施設特性に応じた評価項目

就労継続支援B型事業の利用者に対し、就労に向け具体的なイメージを持てるよう、就労移行支援事業で実施する体験実習への参加、各事業の利用者同士の座談会への参加等、多機能型施設のメリットを活用し支援を行う点が評価できる。

利用者の高齢化・重度化に対応するため、職員の専門的知識の習得、支援方法のスキルアップに継続して取り組むとしている。また、利用者の課題、現在の状況、今後の支援方針等多角的に把握することができるアセスメントシートを活用したケース会議を定期的で開催しており、いずれの取組も評価できる。

利用者、家族ともに高齢化している世帯に対しては、区や相談支援事業所等の関係機関と連携し、情報や課題の共有、利用しているサービスの見直しを行うなど、包括的な課題解決を図るとする提案があり、様々な問題を抱える世帯に対するきめ細やかな支援が期待できる。

(8) 地域への貢献

アスパラガスの選別・梱包作業から始まり、畑の清掃作業、採れたて野菜の協力販売等広がりを見せている農福連携の取組を、更に推進していく提案がある。また、廃棄されるアスパラガスの茎部分を活用しアスパラ茶を製造・販売する「農福+商」の連携や、高校と授業の一環として農地で協働する「農福+学」の連携等を積極的に企画・展開していく提案があり、評価できる。

地域にある寺院から法人内のボランティア・地域福祉推進センターに対し「地域で社会貢献がしたい」との相談を受け、3者で企画会議を立ち上げ、自主製品販売会を開催した。今後も社会貢献活動を希望する地域の団体・施設と協力し、イベントの開催等を通じ地域との協働・連携を推進していく取組に期待できる。

指定管理者（社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会）選定の審査結果
（練馬区立かたくり福祉作業所）

	評価項目	評価基準	配点	得点
団体 審査	1 安定性・継続性	(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
	2 当該施設の運営実績	(1) 当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (2) 利用者等への対応	15点	12点
提案 審査	3 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 感染症拡大防止のための取組	50点	40点
	4 運営経験を生かした取組	(1) 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40点	32点
	5 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点	16点
	6 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	20点	16点
	7 施設特性に応じた提案	(1) 障害特性に応じた利用者支援の取組 (2) 重度化、高齢化に対応した利用者支援の取組	20点	16点
	8 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
合 計			200点	160点